

統計教育連携ネットワーク規約

第1章 総則

第1条（活動目的等）

- 1 一般財団法人統計質保証推進協会（以下、財団）は、統計教育に関するカリキュラム及び教材の開発を通じて、統計関連学会連合に参加する学会と協力しつつ統計教育を推進する。
- 2 前項のため、財団の統計教育連携センターに、統計教育連携ネットワーク（英語名 Japanese Inter-organizational Network for Statistics Education, 略称 JINSE、以下 JINSE という）を設置する。
- 3 JINSE は、教育関係者を中心とする個人及び組織を対象として会員を募り、会員の統計教育活動を支援する。

第2章 会員

第2条（会員種別・会員資格）会員は、次のとおりとする。

準個人会員	初等・中等・高等教育機関またはこれに準ずる教育・研究機関に属する個人（退職者を含む）
個人会員	初等・中等・高等教育機関またはこれに準ずる教育・研究機関に属する個人
準組織会員	高等教育機関の学部・学科、初等・中等教育機関またはこれに準ずる組織
組織会員	高等教育・研究機関

第3条（入会）入会希望者は、JINSE 所定の申込み方法により申請し、財団の承認を得て会員となる。

第4条（入会不承認）次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、JINSE は入会を承認しないことがある。

- (1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) その他、不適当な事由がある場合

第5条（有効期間と更新）会員登録の有効期限は、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる3月31日までとし、以降、特段の申し出がない限り、年度を単位として、毎年度更新される。

第6条（会費）

- 1 会員は、財団が定める支払期日までに、別表に定める年会費を支払わなければならない。
- 2 会員が既に納入した年会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第7条（変更の届出）

- 1 会員は、財団への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 財団は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わない。

第8条（会員種別の変更）会員は、運営委員会の承認を得て、その会員種別を変更することができる。

第9条（退会）会員は、退会の日の1箇月前までに、所定の方法により通知することにより、退会することができる。

第10条（会員資格の喪失）

会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、財団は会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としての品格を損なう行為がある場合
- (2) 本規約、またはその他財団との間で合意した約定に違反した場合
- (3) 財団に通知をすべき事項について、通知を怠りまたは虚偽の通知をした場合
- (4) 財団の事前の同意なく、財団の保有する著作権その他の知的財産権を使用した場合
- (5) 財団の利害関係人に対し、誹謗中傷をした場合
- (6) 財団の事業活動を妨害する等により、財団の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (7) JINSE の会員に対して、過剰な営業行為等の迷惑行為がある場合
- (8) 年会費の支払いを怠った場合。この場合、滞納した年会費の支払義務は免れない。
- (9) その他、会員として不適当と認める相当の事由がある場合

第3章 会員の権利と義務

第11条（会員の権利）

- 1 会員は、JINSE が作成する教材等を電子媒体によって利用する資格を得る。
- 2 会員は、JINSE が開発したウェブ上の教材を利用するアカウントを得る。
- 3 準個人会員を除く会員は、別途定める運用規程にしたがって「JINSE 版統計検定」を実施する資格を得る。
- 4 会員は、別途定める条件の下で、今後 JINSE が導入する制度を利用する資格を得る。
- 5 権利の詳細は、財団が別途定める。

第12条（会員の義務）

- 1 会員は、本規約、その他財団との間の合意約定を遵守する。
- 2 会員は、毎年度、会費を支払う。

第13条（会員資格の喪失にともなう権利及び義務）

会員がその資格を喪失したときは、JINSE に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

第14条（会員情報の取り扱い）

会員は、JINSE に対して提供した会員の情報を、以下にあげる利用目的の範囲内で財団が利用することに同意するものとする。

- (1) 会員が提供する各種サービスや JINSE の活動を会員に知らせる必要がある場合
- (2) 会員の情報を、あらかじめ会員承諾のもと財団のウェブサイトや刊行物等に掲載する場合
- (3) 財団が JINSE 会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載される情報開示の要請にしたがう場合

第4章 連携学会・連携団体・賛助団体

第15条（連携学会）

- 1 統計関連学会のうち、JINSE の目的に賛同する学会は、連携学会となることができる。
- 2 連携学会は、統計教育に関するカリキュラム及び教材の開発に関して JINSE と協力する。
- 3 連携学会は、JINSE が開催する行事に参加することができる。
- 4 連携学会は、JINSE に対して意見を述べることができる。

第16条（連携団体）

- 1 JINSE の目的に賛同する団体は、連携団体となることができる。
- 2 連携団体は、JINSE が開催する行事に参加することができる。
- 3 連携団体は、JINSE に対して意見を述べることができる。

第 17 条 (賛助団体)

- 1 JINSE の目的に賛同する団体は、賛助団体となることができる。
- 2 賛助団体は、毎年度、1 口以上の会費を納入する。1 口あたりの会費は 100,000 円とする。
- 3 賛助団体は、JINSE が開催する行事に参加することができる。

第 5 章 組織運営

第 18 条 (運営委員会)

- 1 JINSE の運営方針は、財団が審議し、決定する。
- 2 JINSE の運営方針に関する諮問機関として、JINSE 運営委員会を置く。
- 3 JINSE 運営委員会の委員は、会員の推薦を受けて、定数の範囲で財団が選任する。委員の総数は 15 名以内とし、別途定める基準によって配分の枠を定める。
- 4 JINSE 運営委員会規則は別途定める。

第 19 条 (事業および予算)

- 1 JINSE の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 2 事業計画案、予算案、事業報告および決算は統計教育連携センターが作成し、JINSE 運営委員会の承認を受けた上で、会員に報告する。

第 6 章 本規約の追加・変更

第 20 条 (規約の追加・変更)

JINSE は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は会員に通知のうえ、附則記載日から有効とする。

第 7 章 その他

第 21 条 (免責及び損害賠償)

- 1 会員は、JINSE の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、財団は責任を負わないものとする。
- 2 会員間の問題に関して、財団は責任を負わないものとする。

第 22 条 (条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第 23 条 (訴訟管轄)

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 8 章 附則

本会員規約は、2017年1月31日より施行する。

2017年4月17日改訂
2018年4月1日改訂

一般財団法人統計質保証推進協会
統計教育連携センター
統計教育連携ネットワーク (JINSE)

別表 会員の種類と年会費

会員の種類	年会費	発行アカウント数
準個人会員	5,000円	会員が利用するアカウント数は1
個人会員	10,000円	個人会員が利用するアカウント数は1
準組織会員	50,000円	組織に所属する教員等が利用するアカウント数は5
組織会員	100,000円	組織に所属する教員等が利用するアカウント数は10

(注) 会員の権利に記す教材等を収録した電子媒体の送付が必要な場合には、会費相当額を「資料代」として納入すれば、会費の納入を免除される。なお、この場合には会費相当額に消費税と送料が加算される。